

農業者の皆様へ

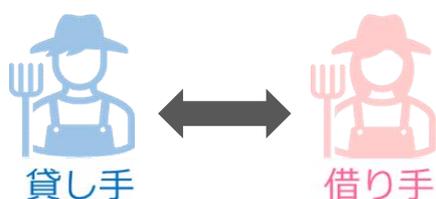
# 利用権の最終受付は 令和7年2月17日（月） で締め切りとなります！

農地の貸し借りは、地域計画策定後(※)原則として  
**農地バンク**を経由した方法に一本化されます！

※本部町は令和7年3月中に地域計画を策定予定

現在

利用権での農地の貸借 (※)令和7年  
2月総会分(2月17日締め切り)までは  
経過措置期間として活用可能



※市町村が作成する農用地利用集積計画

令和7年4月以降

目標地図(※)の実現に向けた  
**農地バンク**による農地の貸借



※**目標地図**:市町村の作成する地域計画において、  
農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、  
地域農業の未来設計図。必要に応じて更新が可能。

現在契約中の**利用権設定**につきましては、**期間満了まで有効**です。  
地域計画策定後の農地の貸し借りは、**農地法第3条申請**または  
**農地中間管理事業**による手続きとなります。

お問い合わせ先 : 本部町農林水産課 農地担い手支援班  
☎0980-47-2412